

鴨川市給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第10号

鴨川市給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市給料の調整額に関する規則（令和3年鴨川市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の項の前に次のように加える。

市長事務部局	商工観光課	観光まちづくりに関する実績を有する職員であって、その知識及び経験を広く活用することにより観光行政の進展に資する業務に従事するもの	4
--------	-------	--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。